

空家等バンク活用支援補助金

空家等バンクを利用し定住した場合に補助金が使えます！

常総市では、空家等バンクを多くの方に利用していただくため、空き家の所有者又は空家等バンクの利用者が空き家を居住用としてリフォームもしくは購入した場合に、その費用の一部に補助金を交付しています。

是非とも補助金をご活用いただき、空き家を利活用しましょう。

■補助金の交付対象は？補助金の額は？

空家等バンクに登録された空家等を居住用として利用する場合に対象となります。

空家等バンクの物件登録者・利用登録者いずれも補助金が活用可能です。

対象となる事業及び補助金の額等は、以下のとおりとなります。

1 登録空家等の「リフォーム」

：空き家の安全性・居住性・機能性等を維持し、または向上させるために要した費用

：補助対象経費（修繕費用）の2分の1【最大30万円】

2 登録空家等の「購入」

：空家等の取得に要した費用

：補助対象経費（購入費用）100分の5【最大30万円】

■補助を受けるための要件は？

- ・登録空家等の活用後の用途が「住宅（併用住宅を含む）」であること。
- ・登録空家等の賃貸及び購入が三親等以内の親族からのものでないこと。
- ・納付すべき市税等の滞納がないこと。
- ・登録空家等に居住する者が10年以上定住する意思があり、かつその属する世帯の全員が市内に住宅を保有していないこと。

■補助金の申請方法は？申請書類は？

都市計画課窓口で申請可能です。郵送での申請も可能です。

申請様式はホームページでダウンロードできますが、必要であれば郵送させていただきますので、お問い合わせください。

*裏面に申請の流れを記載しています。

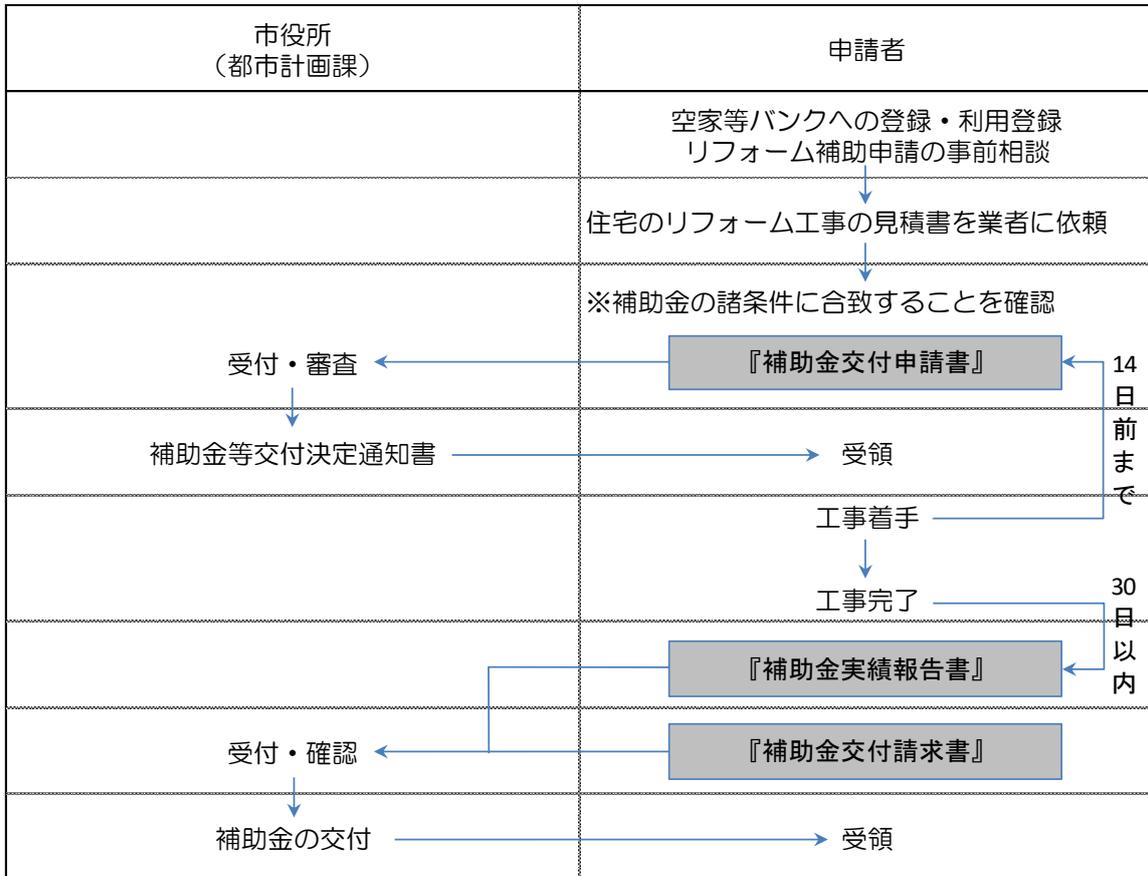
ホームページはこちらから⇒



■問い合わせ 都市計画課 移住定住推進室 住宅・空家対策係
☎0297-23-2111（内線 2730・2731）✉jutaku@city.joso.lg.jp

補助金交付等の流れ

【リフォーム支援】



【購入支援】

